

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	成人健診に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

春日部市は、成人健診に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じて、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

春日部市長

公表日

令和8年2月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	成人健診に関する事務
②事務の概要	<p>春日部市は、健康増進法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>健康増進法に基づく健康診査(生活保護対象者)、歯周病検診、各種がん検診等の事業を行う。住民記録情報より、対象者を抽出し受診券を作成、交付する。システムに受診結果を登録し、結果の管理を行う。</p> <p>【具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none">・健(検)診対象者の抽出・健(検)診受診券の交付・健(検)診の受診結果(精密検査の結果も含む)情報の入力・健(検)未受診者への受診再勧奨・受診履歴・結果の管理 <p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて、本市は、健康増進法に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。</p>
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 春日部市中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
成人健診ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の111の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	提供: 番号法第19条第8号に基づく別表主務省令第2条の表139の項 照会: 番号法第19条第8号に基づく別表主務省令第2条の表139の項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康保険部 健康課
②所属長の役職名	健康づくり担当課長(兼)保健センター所長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 市政情報課 市民相談・情報公開担当 所在地:〒344-8577 春日部市中央七丁目2番地1 電話:048-736-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務部 市政情報課 市民相談・情報公開担当 所在地:〒344-8577 春日部市中央七丁目2番地1 電話:048-736-1111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月18日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月18日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月15日	所属長	健康課長 村田 政彦 健康づくり担当課長(兼)保健センター所長 佐藤 篤実	健康保険部次長(兼)課長 宗広 則之 健康づくり担当課長(兼)保健センター所長 島田 敬	事後	人事異動のため
平成30年6月7日	検診名	成人歯科健康診査	歯周病検診	事後	名称変更のため
令和1年6月28日	所属長名、リスク対策	健康保険部次長(兼)課長 宗広 則之 健康づくり担当課長(兼)保健センター所長 島田 敬	所属長名削除、リスク対策を追加	事後	様式変更
令和3年5月28日	システムの名称	共通基盤(連携・統合宛名)	団体内統合宛名システム	事前	システム入れ替えのため
令和5年12月6日	所在地	春日部市中央六丁目2番地	春日部市中央七丁目2番地1	事前	庁舎移転のため
令和7年3月14日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	—	追記 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて、本市は、健康増進法に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。	事後	見直しによる変更
令和7年3月14日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の76の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第54条	番号法第9条第1項 別表の111の項	事後	法改正のため
令和7年3月14日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	—	提供: 番号法第19条第8号に基づく別表主務省令第2条の表139の項 照会: 番号法第19条第8号に基づく別表主務省令第2条の表139の項	事後	
令和7年3月14日	しきい値の更新	令和5年4月1日	令和7年2月20日	事後	
令和8年2月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和7年2月20日	令和8年2月18日	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによるもの
令和8年2月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年2月20日	令和8年2月18日	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによるもの